

山口市指定無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第2条において規定される無形文化財及び民俗文化財の保存伝承活動の振興を図るために行う山口市指定無形民俗文化財等保存伝承事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口市文化財保護事業補助金交付規則（平成17年山口市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、法、山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）及び山口市文化財保護条例（平成17年山口市条例第80号）の規定による指定を受けた無形文化財又は無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財等」という。）の保存団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において実施する指定無形民俗文化財等の保存伝承又は公開に関する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は前条に掲げる事業に必要な経費とし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 交際費、慶弔費
- (2) 補助対象者の恒常的な人件費
- (3) 補助対象事業の実施に直接必要でない備品等の取得費及び整備費
- (4) 懇親会費、打ち上げ代等の食糧費
- (5) 補助対象者内部の者に対する出演料、謝金
- (6) 指定無形民俗文化財等の保存伝承に直接必要でない視察研修旅費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が6万円以下の場合、補助対象経費の2分の1以内とし、6万円を超える場合は、3万円とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定によりがたい特別な理由のある場合は、市長が別に定めることができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（規則様式第1号）に規則第2条第1号から第4号までの書類に代えて次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の実施開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画概要（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(補助対象事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助対象事業の変更をしようとするときは、前条に掲げる書類を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定額を変更する必要があると認めるときは、速やかに書面により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から20日以内に実績報告書(規則様式第2号)に、規則第5条第1号から第3号までの書類に代えて次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告書(様式第3号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 事業の実施が分かる写真や記事
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面で補助事業者に通知する。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金を請求するときは、前条の規定による補助金の額の確定後、当該年度末までに請求書を市長に提出しなければならない。ただし、規則第6条の規定により請求するときは、補助金の額の確定前に請求書を市長に提出できるものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年度 活動計画概要

会 員 数	名
活 動 計 画	

※収支予算書については、様式第2号によること。

年度 収支予算・精算書

(収入の部)

項 目	金 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(支出の部)

項 目	金 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

*提出時に、予算・精算の該当の方を○で囲むこと。

年度 活動報告書

会 員 数	名
活 動 状 況	

※収支精算書については、様式第2号によること。